

○松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める  
条例施行規則

平成25年3月29日

規則第38号

改正 平成27年3月31日規則第17号

平成28年3月31日規則第28号

平成30年3月26日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は，松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は，条例において使用する用語の例による。

(電磁的方法による重要事項の提供)

第3条 条例第9条（条例第42条の3，第47条，第59条，第63条，第79条，第89条，第98条，第113条，第115条，第135条，第146条，第262条，第264条及び第275条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。），第152条（条例第180条の3，第187条及び第203条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。），第220条第1項及び第242条第1項の規則で定める方法は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合において，条例第9条，第152条，第220条第1項又は第242条第1項の重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することとする。

- (1) 電子情報処理組織（指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下この条において「指定居宅サービス等事業者」という。）の使用に係る電子計算機と，利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの  
ア 指定居宅サービス等事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に

係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅サービス等事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定居宅サービス等事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 使用する電磁的方法の種類

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定居宅サービス等事業者は、文書又は電磁的方法により利用申込者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（指定訪問介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用）

第4条 条例第21条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に要する交通費とする。

（指定訪問介護の提供に関する記録）

第5条 条例第42条第2項の規定により指定訪問介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定訪問介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 訪問介護計画

(2) 条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(同居家族に対して基準該当訪問介護を提供することができる場合)

第6条 条例第46条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 訪問介護の利用者が、離島、山間等のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- (2) 訪問介護が、指定居宅介護支援事業者又は基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
- (3) 訪問介護が、条例第43条第2項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (4) 訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
- (5) 訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合  
(共生型訪問介護の事業についての準用)

第6条の2 条例第42条の3において準用する条例第21条第3項の規則で定める費用については第4条の規定を、条例第42条の3において準用する条例第42条第2項の規定により共生型訪問介護の事業を行う者が整備しなければならない利用者に対する共生型訪問介護の提供に関する記録については第5条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第5条第2号中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第42条の3において準用する条例第20条第2項」と、同条第3号中「条例第27条」とあるのは「条例第42条の3において準用する条例第27条」と、同条第4号中「条例第38条第2項」とあるのは「条例第42条の3において準用する条例第38条第2項」と、同条第5号中「条例第40条第2項」とあるのは「条例第42条の3において準用する条例第40条第2項」と読み替えるものとする。

(基準該当訪問介護の事業についての準用)

第7条 条例第47条において準用する条例第21条第3項の規則で定める費用について

は第4条の規定を、条例第47条において準用する条例第42条第2項の規定により基準該当訪問介護事業者が整備しなければならない利用者に対する基準該当訪問介護の提供に関する記録については第5条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第4条中「指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第5条第2号中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第47条において準用する条例第20条第2項」と、同条第3号中「条例第27条」とあるのは「条例第47条において準用する条例第27条」と、同条第4号中「条例第38条第2項」とあるのは「条例第47条において準用する条例第38条第2項」と、同条第5号中「条例第40条第2項」とあるのは「条例第47条において準用する条例第40条第2項」と読み替えるものとする。

(指定訪問入浴介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第8条 条例第52条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合に要する交通費
- (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

(指定訪問入浴介護の提供に関する記録)

第9条 条例第58条第2項の規定により指定訪問入浴介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

- (1) 条例第59条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 条例第59条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 条例第59条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 条例第59条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(基準該当訪問入浴介護の事業についての準用)

第10条 条例第63条において準用する条例第52条第3項の規則で定める費用については第8条の規定を、条例第63条において準用する条例第58条第2項の規定により基準該当訪問入浴介護の事業を行う者が整備しなければならない利用者に対する基準該当訪問入浴介護の提供に関する記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この

場合において、第8条第1号中「指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、前条中「条例第59条」とあるのは「条例第63条」と読み替えるものとする。

(指定訪問看護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第11条 条例第70条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合に要する交通費とする。

(指定訪問看護の提供に関する記録)

第12条 条例第78条第2項の規定により指定訪問看護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

- (1) 条例第73条第2項の規定による主治の医師による指示の文書
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書
- (4) 条例第79条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 条例第79条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第79条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第79条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定訪問リハビリテーション事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第13条 条例第83条第3項の規則で定める費用は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合に要する交通費とする。

(指定訪問リハビリテーションの提供に関する記録)

第14条 条例第88条第2項の規定により指定訪問リハビリテーション事業者が整備しなければならない利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する記録は、次のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリテーション計画
- (2) 条例第89条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第 89 条において準用する条例第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第 89 条において準用する条例第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第 89 条において準用する条例第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定居宅療養管理指導事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第 15 条 条例第 93 条第 3 項の規則で定める費用は、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費とする。

(指定居宅療養管理指導の提供に関する記録)

第 16 条 条例第 97 条第 2 項の規定により指定居宅療養管理指導事業者が整備しなければならない利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 条例第 98 条において準用する条例第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 条例第 98 条において準用する条例第 27 条の規定による市町村への通知に係る記録

(3) 条例第 98 条において準用する条例第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(4) 条例第 98 条において準用する条例第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定通所介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第 17 条 条例第 103 条第 3 項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第3号の費用については、指定居宅サービス等基準省令第96条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定通所介護の提供に関する記録)

第18条 条例第112条第2項の規定により指定通所介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定通所介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 通所介護計画

(2) 条例第113条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第113条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第113条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第111条の2第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(共生型通所介護の事業についての準用)

第19条 条例第115条において準用する条例第103条第3項の規則で定める費用については第17条の規定を、条例第115条において準用する条例第112条第2項の規定により共生型通所介護の事業を行う者が整備しなければならない利用者に対する共生型通所介護の提供に関する記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第17条第2項中「指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第105条の3において準用する指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」と、前条第2号から第4号までの規定中「条例第113条」とあるのは「条例第115条」と、同条第5号中「条例第111条の2第2項」とあるのは「条例第115条において準用する条例第111条の2第2項」と読み替えるものとする。

第20条 削除

(基準該当通所介護の事業についての準用)

第21条 条例第135条において準用する条例第103条第3項の規則で定める費用については第17条の規定を、条例第135条において準用する条例第112条第2項の規定により基準該当通所介護事業者が整備しなければならない利用者に対する基準該当通所介護の提供に関する記録については第18条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第17条第2項中「指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第109条において準用する指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」と、第18条中「条例第113条」とあるのは「条例第135条」と、同条第5号中「条例第111条の2第2項」とあるのは「条例第135条において準用する条例第111条の2第2項」と読み替えるものとする。

(指定通所リハビリテーションの提供に関する記録)

第22条 条例第145条第2項の規定により指定通所リハビリテーション事業者が整備しなければならない利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 通所リハビリテーション計画

(2) 条例第146条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第146条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第146条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第146条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定通所リハビリテーション事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第23条 条例第146条において準用する条例第103条第3項の規則で定める費用については、第17条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」とあるのは、「指定居宅サービス等基準省令第119条において準用する指定居宅サービス等基準省令第96条第4項」と読み替えるものとする。

(指定短期入所生活介護事業所の設備に関する基準)

第24条 条例第151条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに



該当することとする。

(1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下この条及び第27条において「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防局長又は消防署長と相談の上、事業所防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第168条において準用する条例第110条第2項に規定する訓練については、事業所防災計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第151条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあっては、2.7メートル以上）とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

4 前項第1号の規定にかかわらず、条例第148条第2項の規定の適用を受ける特別養

護老人ホームにあつては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りる。

（指定短期入所生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用）

第25条 条例第154条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等基準省令第127条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第154条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（指定短期入所生活介護の提供に関する記録）

第26条 条例第167条第2項の規定により指定短期入所生活介護事業者が整備しなけ

ればならない利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 短期入所生活介護計画

(2) 条例第168条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第155条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第168条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第168条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第168条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備に関する基準)

第27条 条例第171条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防局長又は消防署長と相談の上、事業所防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第168条において準用する条例第110条第2項に規定する訓練については、事業所防災計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第171条第2項の規則で定める要件については、第24条第2項の規定を準用する。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下にあっては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な

往來に支障が生じないと認められる場合は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすることができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

4 前項第1号の規定にかかわらず、条例第148条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームにあつては、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することをもって足りる。

（ユニット型指定短期入所生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用）

第28条 条例第172条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 指定居宅サービス等基準省令第140条の6第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 指定居宅サービス等基準省令第140条の6第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（指定居宅サービス等基準省令第140条の6第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等基準省令第140条の6第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第172条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(ユニット型指定短期入所生活介護事業所の勤務体制の基準)

第29条 条例第178条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

(ユニット型指定短期入所生活介護の事業についての読替え)

第30条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業についての第26条の規定の適用については、同条第3号中「条例第155条第5項」とあるのは、「条例第173条第7項」とする。

(共生型短期入所生活介護の事業についての準用)

第30条の2 条例第180条の3において準用する条例第154条第3項及び第4項の規則で定める費用については第25条の規定を、条例第180条の3において準用する条例第167条第2項の規定により共生型短期入所生活介護の事業を行う者が整備しなければならない利用者に対する共生型短期入所生活介護の提供に関する記録については第26条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第25条第1項第1号及び第2号中「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業者」と、同項第3号中「指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第3号」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第3号」と、同項第4号中「指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第4号」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第4号」と、同項第5号

中「指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号」と、同条第2項中「指定居宅サービス等基準省令第127条第4項」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準省令第127条第4項」と、第26条第2号及び第4号から第6号までの規定中「条例第168条」とあるのは「条例第180条の3」と、同条第3号中「条例第155条第5項」とあるのは「条例第180条の3において準用する条例第155条第5項」と読み替えるものとする。

(基準該当短期入所生活介護の事業についての準用)

第31条 条例第187条において準用する条例第154条第3項及び第4項の規則で定める費用については第25条の規定を、条例第187条において準用する条例第167条第2項の規定により基準該当短期入所生活介護事業者が整備しなければならない利用者に対する基準該当短期入所生活介護の提供に関する記録については第26条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第25条第1項第1号及び第2号中「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは「基準該当短期入所生活介護事業者」と、同項第3号中「指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第3号」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第3号」と、同項第4号中「指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第4号」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第4号」と、同項第5号中「指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準省令第127条第3項第5号」と、同項第7号中「指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第2項中「指定居宅サービス等基準省令第127条第4項」とあるのは「指定居宅サービス等基準省令第140条の32において準用する指定居宅サービス等基準省令第127条第4項」と、第26条中「条例第168条」とあるのは「条例第187条」と、同条第3号中「条例第155条第5項」とあるのは「条例第187条において準用する条例第155条第5項」と読み替えるものとする。

(指定短期入所療養介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第32条 条例第192条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 指定居宅サービス等基準省令第145条第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 指定居宅サービス等基準省令第145条第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（指定居宅サービス等基準省令第145条第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等基準省令第145条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第192条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（指定短期入所療養介護の提供に関する記録）

第33条 条例第202条第2項の規定により指定短期入所療養介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 短期入所療養介護計画

(2) 条例第203条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的

なサービスの内容等の記録

(3) 条例第193条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第203条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第203条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第203条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(ユニット型指定短期入所療養介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第34条 条例第207条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 指定居宅サービス等基準省令第155条の5第3項第3号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 指定居宅サービス等基準省令第155条の5第3項第4号の厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（指定居宅サービス等基準省令第155条の5第3項第5号の厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）

(6) 理美容代



(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定居宅サービス等基準省令第155条の5第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

3 条例第207条第4項後段の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(ユニット型指定短期入所療養介護事業所の勤務体制の基準)

第35条 条例第213条第2項の規則で定める基準については、第29条の規定を準用する。

(ユニット型指定短期入所療養介護の事業についての読替え)

第36条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業についての第33条の規定の適用については、同条第3号中「条例第193条第5項」とあるのは、「条例第208条第7項」とする。

(耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない指定特定施設の建物の要件)

第37条 条例第219条第2項及び第241条第2項の規則で定める要件については、第24条第2項の規定を準用する。

(指定特定施設入居者生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第38条 条例第224条第3項の規則に定める費用は、次のとおりとする。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(指定特定施設入居者生活介護の提供に関する記録)

第39条 条例第235条第2項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 条例第223条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第225条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 条例第232条第3項の規定による結果等の記録

(5) 条例第236条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 条例第236条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 条例第236条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する記録)

第40条 条例第246条第2項の規定により外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が整備しなければならない利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する記録は，次のとおりとする。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 条例第243条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録

(3) 条例第245条第8項の規定による結果等の記録

(4) 条例第236条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第236条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第236条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(7) 条例第223条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 条例第225条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 条例第232条第3項の規定による結果等の記録

(指定福祉用具貸与事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第41条 条例第252条第3項の規則で定める費用は，次のとおりとする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(指定福祉用具貸与の提供に関する記録)

第42条 条例第261条第2項の規定により指定福祉用具貸与事業者が整備しなければならない利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 福祉用具貸与計画

(2) 条例第262条において準用する条例第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第259条第4項の規定による結果等の記録

(4) 条例第262条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 条例第262条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 条例第262条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(基準該当福祉用具貸与の事業についての準用)

第43条 条例第264条において準用する条例第252条第3項の規則で定める費用については第41条の規定を、条例第264条において準用する条例第261条第2項の規定により基準該当福祉用具貸与の事業を行う者が整備しなければならない利用者に対する基準該当福祉用具貸与の提供に関する記録については前条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、第41条第1号中「指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、前条中「条例第262条」とあるのは「条例第264条」と、同条第3号中「条例第259条第4項」とあるのは「条例第264条において準用する条例第259条第4項」と読み替えるものとする。

(指定特定福祉用具販売事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第44条 条例第270条第2項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(指定特定福祉用具販売の提供に関する記録)

第45条 条例第274条第2項の規定により指定特定福祉用具販売事業者が整備しなけ

ればならない利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する記録は、次のとおりとする。

(1) 特定福祉用具販売計画

(2) 条例第269条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 条例第275条において準用する条例第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 条例第275条において準用する条例第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 条例第275条において準用する条例第40条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日規則第17号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月26日規則第4号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。